

「地方創生伴走支援制度」について

令和7年2月
内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

1. 趣旨

地方創生2.0を推進するため、複数の国の職員が、現在の職務を行いつつ、チーム制により1つの市町村を担当し、職務経験等を活かして地域課題の把握や施策立案等の助言等を行う伴走支援制度を創設します。

2. 制度概要

(1) 支援先市町村

地方創生に関する課題を抱える中小規模の市町村（人口10万人未満）のうち、本制度の活用を希望する市町村

※ 地方創生人材支援制度その他の人事交流制度等により、令和7年度に国家公務員が出向等により当該市町村の職員として勤務することが予定されている市町村は、本制度の対象外となります（一方、例えば、定年等により退職した国家公務員経験者を選考等により採用している市町村や、国家公務員の身分のまま国の職員が各種支援を行っている市町村は、本制度の**対象**となります）。

※ 人口は、総務省が公表している令和6年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口によります。

(2) 伴走支援業務の内容

各省庁の本省職員2～3名のチーム（以下「伴走支援チーム」という。）で、1つの市町村を担当し、オンライン会議及び定期的な現地訪問を行い、各市町村の抱える課題解決に向けた助言等の支援（以下、「伴走支援業務」という。）を行います。

※ 伴走支援業務は、職員の勤務時間の1割～2割程度での実施を想定しています。具体的には、担当市町村と調整を行い、定期的なオンライン会議（例 毎週1時間程度等）や四半期に一度程度の現地訪問を行うことを想定しています。

※ オンライン会議や現地訪問を通じて、伴走支援チームは、市町村の課題や希望に応じて、課題の整理・見える化、課題解決に向けた視点の提示、ゴールの設定、国の支援制度や担当者の紹介などの助言等を実施します。

※ 市町村の課題には特に限定はありません。応募に際して次のような分野から優先する3つを選択していただき、地域の状況など具体的な内容を記載していただきます。（地方創生全般、人口減少、移住・定住、関係人口の創出、産業振興、観光、広報・シティプロモーション、教育、子育て支援、医療・福祉・健康、まちづくり（関連インフラ整備含む）、農林水産業、環境・脱炭素、エネルギー、デジタル・未来技術、国際関係（姉妹都市・海外展開）、多文化共生、若者・女性活躍、地域交通、文化、スポーツ、防災、防犯、BCP・自治体機能のリスクマネジメント、食品アクセス・買い物困難、その他）

※ 本業務は、あくまで国家公務員としての業務となるため、本来的に各市町村の職員が行う

べき業務（例えば、国庫補助金の申請書類の作成など）は伴走支援業務の対象外となります。

- ※ 伴走支援業務は、内閣官房・内閣府職員として実施します（各省庁の職員には併任発令を実施）。伴走支援業務に係る旅費の支給や公務災害対応、情報端末の配備などは、国において行うため、各市町村の対応は不要です。また、謝金等も必要ありません。

(3) 期間

令和7年4月から1年間

(4) 伴走支援業務を行う国の職員

地方創生に関する課題意識と公務遂行への熱意を有する者を内閣官房において公募し、選定された者。なお、公募は、全ての府省庁等の本省（外局を含みます。）の常勤職員であって、指定職から係長級相当以上（行政職俸給表（一）3級相当以上）までの者を対象として実施します。

(5) 公募・支援先市町村選定（マッチング）の実施方法

- ・ 内閣官房作成の応募フォームにより、各市町村から内閣官房に直接応募。
- ・ 別途、内閣官房において、各市町村のニーズを踏まえつつ、伴走支援業務を行う国の職員（以下「伴走支援メンバー」という。）を選定し、伴走支援チーム編成及び各市町村とのマッチングを行います。
- ・ 決定したマッチング結果について、所要の確認を経て、支援先市町村名や伴走支援メンバーの氏名等を公表します。
- ・ 市町村や国の職員の応募状況等により、必ずしもマッチングが成立するわけではないことを予めご了承ください。
- ※ 伴走支援チームは任期一年での支援業務を想定していますが、チームメンバーが人事異動等のやむを得ない事情で任期中の交代などが生じる場合があります。

(6) 支援希望市町村の応募手順・対応事項

- ・ 本制度の活用を希望する市町村は、内閣官房の応募フォームにより、2月21日(金)17時まで（厳守）に、直接応募してください。
- ※ 詳細は、地方創生ホットライン第1624号により、各自治体にご連絡しています。
- ・ 応募は1市町村につき1件とします。
- ・ 伴走支援チームの受け入れに当たっては、貴市町村における担当部署・担当者を設定いただき、伴走支援チームの活動に対応いただきますよう、お願いします。
あわせて、伴走支援チームの現地訪問時には、必要に応じて地域の関係者との面会など行程の調整等の受け入れ対応をお願いします。
- ・ その後、4月中旬を目途として、伴走支援チームのメンバーが各市町村の担当者に連絡します。調整ができ次第、伴走支援チームが伴走支援業務を開始します（4月中下旬開始予定）。
- ・ 伴走支援業務開始後は、随時、伴走支援チームと連絡をとりながら、地域課題の解決に向けた業務を進めていただいて差し支えありませんが、内閣官房・内閣府より、定期的に（四

半期に一度程度を想定) 伴走支援チームの活動・業務状況について報告をお願いしたり、必要に応じて、伴走支援チームとの打ち合わせや現地訪問の機会に同席させていただいたりすることも想定していますので、その際にご対応をお願いいたします。

- ・ その他、伴走支援業務開始後に疑問点等生じましたら、お問合せフォームより、内閣官房・内閣府の担当宛て、ご連絡ください。

(7) 都道府県への依頼事項

- ・ 各市町村に対する制度周知等にご協力をお願いします。
- ・ 各市町村の応募状況及びマッチング結果は、応募市町村が所在する都道府県に対しても情報提供しますので、応募市町村のサポートなど必要な対応をお願いします。
- ・ 伴走支援チーム活動状況などは関係都道府県と共有しますので、伴走支援チームとの連携及び必要な支援をお願いします。

3. 今後のスケジュール (予定)

令和7年2月6日(木) 自治体(都道府県・市町村)向け説明会・支援先市町村の公募開始
2月21日(金) 公募〆切
4月上中旬 マッチング結果の公表(伴走支援メンバーへの併任発令)
4月中下旬 支援開始

<お問い合わせ先・送付先>

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

メール: banso.shien.XXX@cas.go.jp

電話: 03-5253-2111 (代表)

お問合せフォームはこちらからアクセスできます。

→[地方創生伴走支援制度に関するお問い合わせフォーム](#)